

●日本組織培養学会奨励賞選考規定(平成 28 年 6 月 1 日改正)

- 第 1 条 名称: 日本組織培養学会奨励賞と称する。
- 第 2 条 目的: 将来性ある若手研究者の研究を奨励し本学会の活性化を図る。
- 第 3 条 受賞対象: 本学会大会の筆頭学術発表者であって、当該会計年度の 4 月 1 日現在で 40 歳以下の会員であること。原則として 3 から 5 名に授与される。尚、受賞者は再度応募出来ない。
- 第 4 条 発表期限: 当該年度本学会で発表されたものに限る。
- 第 5 条 演題登録の前に所定の申請書を奨励賞担当幹事に提出する (電磁送付可)。書類審査通過後に演題登録を行う。応募演題は一人一題に限る。
- 第 6 条 選考: 審査員は本学会会長、幹事、各専門委員会委員長(前三者を執行役員と言う)、および大会長が審査し、応募時の書類選考に加え、大会発表時の発表技術、理解度、方法論、討論力の優劣により決定する。
- 第 7 条 表彰: 本学会の総会時に会長が発表し、賞状ならびに副賞を贈呈する。
- 第 8 条 改訂: 幹事会で行う。
- 附則: 本選考規定は平成 28 年度から実施する。
- 細則: 本学会執行役員または大会会長が応募演題の共同演者の場合、その演題の投票はできないものとする。